電気供給約款
（低圧）

別紙Ⅰ（料金表）

≪動力プラン≫

宮崎電力　株式会社

令和８年11月１日改訂

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電力が 50kw 未満のものに適用いたします。

2. 供給電気方式

交流三相３線式

3. 供給電圧および周波数

２００ボルト（Ｖ）、６０ヘルツ（Ｈｚ）

※供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

4. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

5. 季節区分

(1) 夏季

毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月1日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。

6. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気供給約款（低圧）別表3（容量拠出金相当額）(3)によって計算された容量拠出金及び電気供給約款（低圧）別表5（送電サービス料）の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金(税込)
1kVA	※個別協議にて決定

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	※個別協議にて決定	※個別協議にて決定

※注:需要者又は供給者に、下記に記載された不利益や事情変更が生じた場合には、上記の料金単価を、適当な水準に修正するため、両者にて協議するものとする。

イ　電力会社が電気需要料金を変更し、供給者の料金単価が電力会社よりも割高になった場合。

ロ　供給者の電気供給事業の環境変化(本契約に適用される法令や制度等の変更、発電量燃料の高騰、一般社団法人卸電力取引所の卸電力価格高騰等をいう。)により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回る場合。

ハ　需要者が本契約の締結に先だって供給者に提出した需要者の本契約期間中の電気需要予測(もしこれが無い場合は、過去 1 年間の電気需要実績を電気需要予測と見なすものとする。)と需要者の実際の電気需要の量が乖離した場合。

7. その他

(1) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

8. この料金表の実施日

この料金表は、令和 8 年 11 月 1 日から実施いたします。